

1. 件 名：玄海原子力発電所の既許可（使用済燃料乾式貯蔵施設に係る設置変更許可）への型式証明を受けた兼用キャスクの追加に伴う設置変更許可手続きに関する面談
2. 日 時：令和5年2月9日 14時00分～15時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者：（※・・・一部TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官

九州電力株式会社：
原子燃料サイクルグループ長 他5名※

5. 要 旨

- （1）原子力規制庁から、令和4年11月24日に実施した面談に関して、型式証明を受けた特定兼用キャスクの追加に伴い、既許可の申請書本文における耐震に係る記載事項の変更の有無の確認を行った。
- （2）これに対し、九州電力株式会社は、兼用キャスクには特定兼用キャスクが含まれており、特定兼用キャスクは「その設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの」等の基準を満たすものであることが前提であるという理由から、既許可の申請書本文記載事項に変更が必要ないと考えている旨、返答があった。
- （3）原子力規制庁は、上記の「前提である」との考え方が妥当かを検討した上で、改めて回答する旨伝達した。
- （4）九州電力株式会社から、了解した旨回答があった。

なお、本面談については、九州電力株式会社から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日 第36回原子力規制委員会 配付資料1）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：なし

以上